

懲戒処分等の基準に関する達

昭和 53 年 7 月 7 日
陸上自衛隊達第 24—4 号

改正	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 59 年 6 月 26 日達第 122—122 号
	昭和 60 年 12 月 21 日達第 122—124 号	昭和 62 年 3 月 10 日達第 24—4—1 号
	平成 6 年 3 月 29 日達第 24—4—2 号	平成 15 年 2 月 28 日達第 24—4—3 号
	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
	平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号	平成 22 年 6 月 30 日達第 122—245 号
	平成 23 年 3 月 31 日達第 122—248 号	平成 25 年 3 月 29 日達第 122—259 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 24—4—4 号	

懲戒処分等の基準に関する達（昭和 34 年陸上自衛隊達第 24—4 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

懲戒処分等の基準に関する達

（目的及び範囲）

第1条 この達は、陸上自衛隊における懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めることを目的とする。

2 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 76 条、第 78 条及び第 81 条の規定に基づき出動を命ぜられたとき、並びに同法第 77 条及び第 79 条に基づき出動待機命令が発せられたときの基準については、この達によるほか別に定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒権者等任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号）第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条、第 52 条、第 73 条第 1 項、第 74 条第 1 項及び第 75 条の規定により陸上自衛隊において懲戒処分の権限を有する者（以下この号において「懲戒権者」という。）並びに訓戒等に関する訓令（昭和 31 年防衛庁訓令第 33 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。
- (2) 重処分 免職、降任、6 日以上の停職又は減給合算額が俸給月額の 3 分の 1 を超える減給をいう。
- (3) 軽処分 5 日以内の停職、減給合算額が俸給月額の 3 分の 1 を超えない減給又は戒告をいう。
- (4) 加重 規律違反の態様に応ずる処分基準の上限より、懲戒処分等の種別又はその程度を重くすることをいう。

(5) 軽減　規律違反の態様に応ずる処分基準の下限より、懲戒処分等の種別又はその程度を軽くすることをいう。

(懲戒権者等の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うに当たっては、その本旨にかんがみ、いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実の真相を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に着意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もって、処分の適正を期さなければならない。

(懲戒処分等の種別)

第4条 懲戒処分等の種別は、免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒及び注意とする。

(懲戒処分等の輕重)

第5条 懲戒処分等の種別の輕重は、前条に記載した順序による。

2 降任については、2級下位の階級又は職務の級にくだすもの、停職については当該処分の期間が長期のもの、減給については減給率が大きいものを重いとする。

(免職適用の基準)

第6条 免職は、隊員が職務の遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事犯に該当する規律違反等自衛隊に対し著しい不利益を与える規律違反を行った場合に適用する。

(降任適用の基準)

第7条 降任は、隊員が免職には該当しないが自己の階級等に著しくふさわしくない規律違反を行った場合に適用する。

(停職適用の基準)

第8条 停職は、隊員が降任以上には該当しないが職務の遂行上重大な影響を及ぼす規律違反又は悪質な刑事犯に該当する規律違反を行った場合に適用する。

(減給適用の基準)

第9条 減給は、隊員が停職以上には該当しないが比較的重大な規律違反を行った場合に適用する。

(戒告適用の基準)

第10条 戒告は、隊員が減給以上には該当しないが比較的軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(訓戒適用の基準)

第11条 訓戒は、隊員が懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(注意適用の基準)

第12条 注意は、隊員が訓戒を行うまでには至らないが不間に付することも適當でない極めて軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第13条 規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第14条 規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行った者に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

2 集団による規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

(懲戒処分等の加重等)

第15条 規律違反が、次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。

(1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合

(2) 2人以上共謀して規律違反を行った場合

(3) 集団による規律違反を主動した場合

2 既応処分等が、戒告以上のものについては1年、訓戒については6月の期間内において規律違反を重ねた場合並びに同一の規律違反の処分歴がある場合は、懲戒処分等を加重することができる。

3 懲戒手続中（施行規則第73条第1項に規定する被疑事実通知書を交付してから施行規則第77条第3項の懲戒処分宣告書若しくは訓戒等に関する訓令第3条の訓戒書又は注意書を交付するまでの間）に規律違反を重ねた場合は、懲戒処分等を加重することができる。

4 2以上の規律違反を行った者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、それぞれの処分基準を合算する。

ただし、同一の規律違反を複数回重ねた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、その処分基準について単に全部を合算しない。

5 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

第16条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等を行わない。

(1) 天災地変等不可抗力による場合

(2) 正当防衛の場合

(3) 緊急避難のときで隊員としての義務に違反しない場合

(4) 心神喪失中の場合（本人の責に帰すべき理由があるときを除く。）

2 規律違反者が、次の各号の一に該当する場合は情状をしやすく量し、懲戒処分等を軽減することができる。

(1) 極めて困難な任務遂行中の場合

(2) 過剰防衛又は過剰避難の場合

(3) 心神耗弱中の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

(4) 平素の勤務態度が優良な場合

(5) 自首した場合

(6) 改しゅんの情が顕著である場合

(7) 未遂の場合

(8) その他軽減すべき相当の理由がある場合

3 次の各号のいずれかに該当する者が、営内生活等の不慣れに起因する規律違反を行ったときは、その者に対する懲戒処分等は前項に定めるところによるほか更に軽減することができる。

- (1) 自衛官候補生として採用され 6 月を経過しない者
- (2) 2 等陸士として採用され 6 月を経過しない者
- (3) 行政職俸給表(一)の 1 級及びこれに対応する各俸給表の職務の級の事務官等として採用され 6 月を経過しない者
(別表に定める以外の規律違反に対する処分)

第 17 条 別表に定める以外の規律違反に対する懲戒処分等の種別及び程度を決定するに当たっては、懲戒権者等は違反態様、違反行為の原因、動機、状況、結果等を考慮し、更に当該隊員の行為前後の態度、懲戒処分等の処分歴、社会的環境、選択する処分の部内外に及ぼす影響等を考慮して自衛隊の規律維持の見地から公正かつ相当と判断される処分を決定しなければならない。

附 則

この達は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号)

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和 59 年 6 月 26 日陸上自衛隊達第 122—122 号)

この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 12 月 21 日陸上自衛隊達第 122—124 号)

- 1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和 62 年 3 月 10 日陸上自衛隊達第 24—4—1 号)

この達は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 24—4—2 号)

この達は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 2 月 28 日陸上自衛隊達第 24—4—3 号)

この達は、平成 15 年 3 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号)

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号)

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—241 号)

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122—245 号)

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122—248 号)

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122—259 号)

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122－259 号）

- 1 この達は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

別 表

1 職務に関する違反

違反態様		処分基準	適用基準
(1) 特 別 勤 务 上 の 違 反	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 本処分基準は、当直勤務、警衛勤務、巡察勤務その他の特別勤務についている隊員が職務上の義務違反行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、特別勤務の種類、違反者の地位階級、結果の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様			処分基準	適用基準
(2) 上官等 及び特 別勤務 者に対 する反 抗不服 従等	ア 傷 害	(ア) 重大な場合	免 職	1 本処分基準は隊員 が上官及び特別勤務 者に対して次の各号 の一に該当する行為 を行った場合に適用 する。 (1) 傷害 (2) 暴行又は脅迫 (3) 上官又は特別勤 務者に対する反抗 不服従 (4) 暴言又は侮辱
		(イ) 軽微な場合	16日以上の 停職	
	イ 暴 行・脅 迫		重処分 (減給を除く。)	2 違反態様が、「重大 な場合」又は「軽微 な場合」のいずれの 場合に該当するか は、傷害の程度、反 抗不服従の程度、暴 言・侮辱の内容、関 係者の地位階級、部 内外に及ぼす影響等 を考慮して判断する ものとする。
	ウ 反抗・ 不服従	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	3 上官以外の上位の 階級を有する者に対 して第1項に掲げる 行為を行った場合 は、本基準に準じて 処分を行うものとす る。
		(イ) 軽微な場合	停職の輕処分	4 上官は、指揮系統 上、上位にある者を いう。
	エ 暴言・ 侮辱	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	輕処分	

違反態様	処分基準	適用基準	
(3) 職権濫用	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 本処分基準は、隊員がその職務上の権限、地位を違法又は不当に利用して、次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 人をして義務のないことを行わせること</p> <p>(2) 人の権利を侵害すること</p> <p>(3) その他職務上の権限の範囲を著しく逸脱すること</p>
	イ 軽微な場合	停職の輕処分	<p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為等の原因、動機及び状況、違反者の職務上の地位、階級及び権限の内容、被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、権限行使若しくは地位利用の違法性又は不当性が強く、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、権限行使若しくは地位利用の違法性若しくは不当性が強い場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。</p>
	ウ 極めて軽微な場合	戒告	

違反態様		処分基準	適用基準
(4) 試験に関する不正	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 本処分基準は、受験者、試験官等である隊員が自衛隊で行う試験において、不正行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、試験の種類、結果の程度、違反者の地位階級並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、採用試験、選抜試験等人事管理上重大な影響を有する試験に関して不正行為が行われた場合又はその試験における不正行為で部内外に重大な影響を及ぼした場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様			処分基準	適用基準
(5) 情報保全に関する違反 ア 秘密漏えい等	(ア) 故意の場合	a 特別防衛秘密、特定秘密	免職	<p>1 本処分基準は、情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準（平成18年5月29日防人1第5092号）に規定する隊員が秘密漏えい等を行い、又は情報保全義務違反を行った場合並びに情報管理者等義務違反を行った場合に適用する。</p> <p>2 秘密漏えい等の場合又は情報保全義務違反を行った場合において違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、注意義務違反の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」とは、注意義務を著しく怠り、又は、部内外に及ぼす影響が著しく大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「重大な場合」とは、注意義務を怠り、又は、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>3 「公表資料等」とは、防衛省・自衛隊が部外へ公表する情報で、文書、電子データ、図画及び物件をいう。</p>
		b 秘密、注意、部内限り	重処分 (減給を除く。)	
		c 解禁前の公表資料	軽処分以下	
	(イ) 過失の場合	a 特別防衛秘密、特定秘密	(a) 極めて重大な場合	
			(b) 重大な場合	
			(c) 軽微な場合	
		b 秘密	(a) 極めて重大な場合	
			(b) 重大な場合	
			(c) 軽微な場合	
	c 注意、部内限り		(a) 極めて重大な場合	
			(b) 重大な場合	
			(c) 軽微な場合	

(5) 情報保全に関する義務違反	(ア) パソコン・データ関連の義務違反	a 情報の取扱い	(a) 私有パソコン等で業務用データを取り扱ったが流出しなかった場合	1 特別防衛秘密、特定秘密	重処分(減給を除く。)	4 「私有パソコン等」とは、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体をいう。 5 情報管理者等義務違反は、情報保全の管理者等の立場にある隊員が、その指揮監督が不行届のため、秘密漏えい等及び情報保全義務違反が発生した場合に適用する。	
				2 秘密	停職の重処分		
				3 注意、部内限り	停職の軽処分		
			(b) 指定された官品パソコン以外で業務用データを取り扱った場合	1 特別防衛秘密、特定秘密	減給の軽処分		
			2 秘密、注意、部内限り	軽処分以下 (停職を除く。)			
			b 官品パソコン等の取扱い	官品パソコン・官品可搬記憶媒体を許可なく職場から持ち出した場合	停職の重処分又は軽処分		
			c 私有パソコン等の取扱い	(a) 私有パソコン等を許可なく職場に持ち込んだ場合	訓戒又は注意		
				(b) 私有可搬記憶媒体を官品パソコンで使用した場合			
		(イ) 紛失	a 特別防衛秘密、特定秘密	(a) 極めて重大な場合	停職の重処分		
				(b) 重大な場合	停職の軽処分		
				(c) 軽微な場合	軽処分 (停職を除く。)		

<p>(5) 情報保全に関する違反</p> <p>イ 情報保全義務違反</p>	<p>(イ) 紛失</p>	<p>b 秘 密</p>	(a) 極めて重大な場合	停職の 軽処分
			(b) 重大な場合	減給の 軽処分
			(c) 軽微な場合	戒告以下
		<p>c 注意、部内 限り</p>	(a) 極めて重大な場合	戒告
			(b) 重大な場合	訓戒
			(c) 軽微な場合	注意
	<p>(ウ) 誤破棄</p>	<p>a 特別防衛 秘密、 特定秘密</p>	(a) 極めて重大な場合	停職の 軽処分
			(b) 重大な場合	減給の 軽処分
			(c) 軽微な場合	戒告以下
		<p>b 秘 密</p>	(a) 極めて重大な場合	減給の 軽処分
			(b) 重大な場合	戒告
	<p>(エ) その他の 義務違反</p>	<p>a 特別防衛 秘密、 特定秘密、 秘密</p>	(a) 文書等を許可なく複製 した場合	減給の 軽処分
			(b) 文書等を指定された保 管庫に保存しない場合	
			(c) 文書等として管理する 手続きを行わない場合	
		<p>d 文書等に「秘」等を標 記しない場合</p>	(d) 文書等に「秘」等を標 記しない場合	軽処分 (停職を除 <。)
			(e) 保存期間を超過した文 書を長期間破棄しない 場合	

<p>(5) 情報保全に関する義務違反</p> <p>イ 情報保全義務違反</p>	<p>(エ) その他の義務違反</p>	<p>b 特別防衛秘密、特定秘密</p>	<p>(a) 文書等を許可なく持ち出した場合</p>	1 極めて重大な場合	重処分 (減給を除く。)
				2 重大な場合	停職の軽処分
				3 軽微な場合	減給の軽処分
		<p>c 秘密</p>	<p>(b) 部内において所定の暗号をかけずに文書又は業務用データをFAX・電報・メール等を使用して送信した場合</p>	1 極めて重大な場合	停職の軽処分
				2 重大な場合	減給の軽処分
				3 軽微な場合	戒告以下
		<p>c 秘密</p>	<p>(a) 文書等を許可なく持ち出した場合</p>	1 極めて重大な場合	停職の重処分
				2 重大な場合	軽処分 (戒告を除く。)
				3 軽微な場合	戒告以下
		<p>c 秘密</p>	<p>(b) 部内において所定の暗号をかけずに文書又は業務用データをFAX・電報・メール等を使用して送信した場合</p>	1 極めて重大な場合	減給の軽処分
				2 重大な場合	戒告
				3 軽微な場合	訓戒又は注意

(5) 情報保全に関する義務違反	イ 情報保全義務違反	(イ) その他の義務違反	d 個人情報	(a) 個人情報ファイルを記録した媒体を鍵のかかる容器に保管しない場合 (b) 業務上知り得た保有個人情報ではない個人情報をみだりに他人に知らせた場合	軽処分以下 (停職を除く。)	
			e 注意、部内限り (個人情報を含む。)	(a) 文書等を許可なく持ち出した場合	1 極めて重大な場合 2 重大な場合 3 軽微な場合	停職の 軽処分 軽処分 (停職を除く。) 訓戒又は 注意
				(b) 業務用データを一般回線で送信した場合		
				(c) 文書等に「注意」を標記しない場合		

<p>(5) 情報管理者等の義務違反</p> <p>ウ 情報管理者等の義務違反</p>	<p>(ア) 管理者等の義務を著しく怠った場合</p> <p>b 情報保全義務違反</p>	<p>a 秘密漏えい等</p>	(a) 特別防衛秘密、特定秘密	免職
			(b) 秘密	重処分 (減給を除く。)
			(c) 注意、部内限り	停職の軽処分
		<p>(a) パソコン・データ関連の義務違反</p>	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	重処分(減給を除く。)
			<u>2</u> 秘密	停職の重処分
			<u>3</u> 注意、部内限り	軽処分(戒告を除く。)
			<u>4</u> その他の違反	軽処分(停職を除く。)
		<p>(b) 紛失</p>	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分
			<u>2</u> 秘密	停職の軽処分
			<u>3</u> 注意、部内限り	戒告
		<p>(c) 誤破棄</p>	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	停職の軽処分
			<u>2</u> 秘密	減給の軽処分
		<p>(d) その他の義務違反</p>	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分
			<u>2</u> 秘密	軽処分(戒告を除く。)
			<u>3</u> 注意、部内限り	減給の軽処分

		a 秘密漏え い等	(a) 特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処 分
			(b) 秘 密	停職の輕処 分
			(c) 注意、部内限り	輕処分(停職 を除く。)
			<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	輕処分(戒告 を除く。)
			<u>2</u> 秘 密	減給の輕処 分
			<u>3</u> 注意、部内限り	輕処分(停職 を除く。)
			<u>4</u> その他の違反	戒告以下
			<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	減給の輕処 分
		b 情報保全 義務違反	<u>2</u> 秘 密	輕処分(停職 を除く。)
			<u>3</u> 注意、部内限り	戒告以下
			<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	輕処分(停職 を除く。)
			<u>2</u> 秘 密	戒告以下
			<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	減給の輕処 分
			<u>2</u> 秘 密	輕処分(停職 を除く。)
			<u>3</u> 注意、部内限り	戒 告
(イ) 管理者等 の義務を 怠った場 合				

(5) 情報保全に関する違反	(ウ) 管理者等の義務を一応なしたが不十分な場合	a 秘密漏えい等	(a) 特別防衛秘密、特定秘密	減給の軽処分
			(b) 秘密	軽処分(停職を除く。)
			(c) 注意、部内限り	訓戒又は注意
		b 情報保全義務違反	(a) パソコン・データ関連の義務違反	1 特別防衛秘密、特定秘密 2 秘密 3 注意、部内限り 4 その他の違反
			1 特別防衛秘密、特定秘密	軽処分(停職を除く。)
			2 秘密	戒告
			3 注意、部内限り	訓戒又は注意
			4 その他の違反	注意
			(b) 紛失	1 特別防衛秘密、特定秘密 2 秘密 3 注意、部内限り
			1 特別防衛秘密、特定秘密	戒告
			2 秘密	訓戒又は注意
			3 注意、部内限り	注意
			(c) 誤破棄	1 特別防衛秘密、特定秘密 2 秘密
			1 特別防衛秘密、特定秘密	訓戒又は注意
			2 秘密	注意
			3 注意、部内限り	注意

違反態様		処分基準	適用基準
(6) ハラスメント	ア パワー・ハラスメント	(ア) 重大な場合	重処分
		(イ) 軽微な場合	軽処分
		(ウ) 極めて軽微な場合	訓戒又は注意
	イ セクシュアル・ハラスメント	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)
		(イ) 軽微な場合	軽処分
		(ウ) 極めて軽微な場合	訓戒又は注意
	ウ その他のハラスメント	(ア) 重大な場合	重処分
		(イ) 軽微な場合	軽処分
		(ウ) 極めて軽微な場合	訓戒又は注意

(6) ハラ スメ ント				<p>(1) 「重大な場合」とは、被害の程度が大きい場合又は部内に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、比較的被害の程度が大きい場合又は比較的部内に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。</p>
-----------------------	--	--	--	--

違反態様		処分基準	適用基準
(7) 職務中の過失傷害致死	ア 致死	(ア) 重大な場合	停職の重処分
		(イ) 軽微な場合	軽処分
	イ 傷害	(ア) 重大な場合	軽処分
		(イ) 軽微な場合	戒告以下

違反態様		処分基準	適用基準
(8) 職務上の注意義務違反 〔職務怠慢を含む。〕	ア 通常なすべき義務を著しく怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	免職又は降任
		(イ) 重大な場合	停職の重処分
		(ウ) 軽微な場合	停職の輕処分
	イ 通常なすべき義務を怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	停職の重処分
		(イ) 重大な場合	停職の輕処分
		(ウ) 軽微な場合	減給の輕処分
	ウ 通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	(ア) 極めて重大な場合	停職の輕処分
		(イ) 重大な場合	減給の輕処分
		(ウ) 軽微な場合	戒告以下

違反態様		処分基準	適用基準
(9) 政治的行 為の制限 等違反	ア 重大な場合	重処分 (減給を 除く。)	<p>1 本処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定の一に違反した場合に適用する。</p> <p>(1) 自衛隊法第61条 (2) 自衛隊法第64条</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位、階級等、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(10) 私企業への関与制限等違反	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 本処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定の一に違反した場合に適用する。</p> <p>(1) 自衛隊法第60条第2項 (2) 同 法第60条第3項 (3) 同 法第62条第1項 (4) 同 法第63条</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(11) 正当な理由のない欠勤	ア 20日以上	免職	1 本処分基準は、隊員が正当な理由がなく欠勤した場合に適用する。 2 「欠勤」とは、正当な理由がなく勤務の場所につかないこと、又は正当な理由がなく勤務の場所を離れることをいう。
	イ 6日以上19日以内	停職の重処分	
	ウ 1日以上5日以内	停職の軽処分	
	エ 1日未満	減給 1月1/15以下	

違反態様	処分基準	適用基準
(12) 不正外出	軽処分	1 本処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可なく駐屯地等から外出した場合に適用する。 なお、本処分基準は、部外診療委託病院に入院を命ぜられている隊員が不正外出等の行為を行った場合に準用する。 2 外出証、身分証明書を不正に使用して外出した場合を含む。 3 「駐屯地等」とは、自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（教育訓練等の場合に設営される野営地及び宿営地を含む。）をいう。

違反態様	処分基準	適用基準
(13) 帰（着）隊時限遅延	減給 1月 1/15 以下	本処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可を受けた外だし、又は休暇等により指定の場所を離れた場合において正当の理由なく、指定の時刻に遅れて帰隊した場合に適用する。 なお、本処分基準は、隊員が理由なく入校赴任等の異動完了時刻に遅れた場合に準用する。

違反態様	処分基準	適用基準
ア 改変等	(ア) 警務手帳 16日以上の停職	本処分基準は、隊員が次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 1 身分証明書及び警務手帳の改変又は偽造 2 自己の身分証明書及び警務手帳の貸与又は他人の身分証明書及び警務手帳の不正使用 3 身分証明書及び警務手帳の亡失
(14) 身分証明書又は警務手帳の改変等	(イ) 身分証明書 6日以上 15日以下の停職	
イ 不正使用	(ア) 警務手帳 減給の軽处分	
ウ 亡失	(ア) 警務手帳 戒告	
	(イ) 身分証明書 訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(15) 服装違反	ア 階級章の濫用	軽処分 (戒告を除く。)	本処分基準は、隊員が服装違反した場合に適用する。
	イ その他の服装違反	戒告以下	

2 物件取扱いに関する違反

違反態様			処分基準	適用基準
(16) 武器の損壊等	ア 遺棄 隠匿	(ア) 重大な場合	免職	1 本処分基準は、隊員が自衛隊の保有する武器を遺棄隠匿し、亡失し又は損壊した場合に適用する。 2 「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう。
		(イ) 軽微な場合	16日以上の停職	
	イ 亡失	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	3 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、武器等の種類、注意義務違反の程度、損壊の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。 4 「損壊」とは、武器を物理的に破壊し又はその武器の効用を損なうことをいう。
		(イ) 軽微な場合	減給の軽処分	
	ウ 損壊	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下	

違反態様		処分基準		適用基準
(17) 自衛隊 物件の 損壊等	ア 遺棄 隠匿	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、隊員が自衛隊の所有又は保管に係る物件（武器等を除く。）を遺棄隠匿し、亡失し、又は損壊した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。
		(イ) 軽微な場合	停職の軽処分	
	イ 亡失	(ア) 重大な場合	停職の重処分	2 「損壊」とは、物件を物理的に破壊し、又はその物件の効用を損なうことをいう。
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	
	ウ 損壊	(ア) 重大な場合	重処分	3 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、物件の種類、注意義務違反の程度、損壊の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	
				4 不法領得の意思で隠匿した場合は、公金官物不法領得の違反態様によるものとする。

違反態様		処分基準	適用基準
(18) 過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊	ア 重大な場合	軽処分 (停職を除く。)	<p>1 本処分基準は、隊員が職務遂行中過失により自衛隊の所有又は保管に係る物件以外の物件を損壊した場合(他の違反態様に該当する場合を除く。)に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、物件の損壊の程度、注意義務違反の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	イ 軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(19) 自衛隊車両の運行に関する違反	ア 極めて重大な場合	停職 3 月以上	<p>1 本処分基準は、隊員が自衛隊車両等の運行に当たって法令又は通達等に違反した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 飲酒運転の場合（身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有する状態と推定されるものを含む。） イ 故意の無免許運転の場合 ウ ひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 <p>(2) 「重大な場合」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ひき逃げの場合 イ 過失の無免許運転の場合 ウ 無許可運転で重傷又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合
	イ 重大な場合	16 日以上 3 月未満 の停職	
	ウ 比較的重大な場合	6 日以上 15 日以下 の停職	

(19) 自衛隊車両の運行に関する違反	エ 軽微な場合	輕処分	<p>(3) 「比較的重大な場合」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア あて逃げの場合 イ 無許可運転で軽傷又は物損を伴う場合 ウ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合 <p>(4) 「軽微な場合」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 無許可運転の場合 イ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反の場合 ウ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合 <p>(5) 「極めて軽微な場合」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不在放置の場合 イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の場合 <p>3 軽傷又は重傷の程度区分は次に示すところによる。</p> <p>(1) 「軽傷」とは、全治 30 日未満をいう。</p> <p>(2) 「重傷」とは、全治 30 日以上をいう。</p> <p>4 「最高速度」とは、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその速度、他の道路においては政令で定める最高速度をいう。</p>
	オ 極めて軽微な場合	訓戒 又は 注意	

違反態様	処分基準	適用基準	
(20) 自衛隊船舶及び航空機の運航に関する違反	ア 重大な場合	重処分 (停職を除く。)	<p>1 本処分基準は、隊員が自衛隊船舶及び航空機の運航に当たって、法令又は通達等に違反した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	イ 軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(21) 失火	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 本処分基準は、隊員が火を失して國が保有し、又は借用している施設その他物件を焼いた場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」、「比較的重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、損害金額が大きい場合で、かつ、公共の危険の発生の程度が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「比較的重大な場合」とは、損害金額が大きい場合又は公共の危険の発生の程度が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「軽微な場合」とは、「比較的重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	イ 比較的重大な場合	停職の輕処分	
	ウ 軽微な場合	輕処分 (停職を除く。)	

3 金品取扱いに関する違反

違反態様	処分基準	適用基準
(22) 収賄等	ア 重大な場合	免職
	イ 軽微な場合	停職の重処分
	ウ 極めて軽微な場合	軽処分

1 本処分基準は、隊員が収賄その他寄付金強要等の行為を行った場合に適用する。

2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて重大な場合」のいずれの場合に該当するかは、賄賂(ろ)等の内容、職務の不正の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。

(1) 「重大な場合」とは、

- ア 賄賂を受け取り又は要求若しくは約束して、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしない場合
- イ 職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関して、賄賂を受け取り、又は要求若しくは約束した場合
- ウ 賄賂を受け取り、又は要求若しくは約束した場合で、賄賂の内容が現金又は異性間の情交の場合

(2) 「軽微な場合」とは、賄賂を受け取り、又は要求若しくは約束した場合でその賄賂の内容が供述又は贈与物の場合をいう。

(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。

違反態様		処分基準	適用基準
(23) 業務上 横領	ア 重大な場合	免職	<p>1 本処分基準は、隊員が業務上自己の占有する他人の財物を不法に領得した場合に適用する。</p>
	イ 軽微な場合	停職の 軽处分	<p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、業務に対する背信の程度、財産的損害の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>

違反態様		処分基準	適用基準
(24) 公金官物 不法領得	ア 重大な場合	免職	<p>1 本処分基準は、隊員が公金官物について次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 窃取 (2) 詐取 (3) 横領（業務上横領を除く。）</p>
	イ 軽微な場合	停職の重 处分	<p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、公金官物の不法領得の種類、公金官物の経済的価値の多寡、部内外に及ぼす影響等によって判断するものとする。</p>
	ウ 極めて軽微 な場合	軽处分	<p>3 「極めて軽微な場合」とは、公金官物の一時借用でその経済的価値が特に少ない場合をいう。</p>

4 私的行為に関する違反

違反態様		処分基準	適用基準
(25) 窃盗 ・ 詐欺 ・ 恐喝 ・ 単純横領 等	ア 重大な場合	免職	<p>1 本処分基準は、隊員が公金官物以外の財物について次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 窃取 (2) 詐取 (3) 喫取 (4) 横領 (5) 一時使用</p>
	イ 軽微な場合	停職の重処分	<p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、損害の有無及び程度、違反者の地位階級、違反行為の内容並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を著しく傷つけ、又は自衛隊の威信を著しく損する場合をいう。</p>
	ウ 極めて軽微な場合	軽処分	<p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らないが対象金額が低い場合、違反行為の内容が悪質ではない場合又は財物を一時使用した場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、価格の極めて低い財物又は占有離脱した財物の窃取等をいう。</p>

違反態様			処分基準	適用基準
(26) 傷害又は 暴行脅迫	ア 傷害	(ア) 重大な場合	停職 16 日 以上	1 本処分基準は、隊員が 傷害又は暴行脅迫を行つ た場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場 合」、「軽微な場合」又は 「極めて軽微な場合」の いずれの場合に該当する かは、違反行為の原因、 動機、状況、傷害の程度 又は暴行脅迫の程度及び 手段並びに部内外に及ぼ す影響等を考慮して判断 するものとする。 3 暴行脅迫、傷害の手段 において悪質なもの、例 えば、ナイフ、短刀等凶 器を用いた場合は免職を 基準として処分を行うも のとする。
		(イ) 軽微な場合	6 日以上 15 日 以下の停職	
		(ウ) 極めて軽微 な場合	軽処分	
	イ 暴行 脅迫	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	軽処分	
		(ウ) 極めて軽微 な場合	訓戒又は注意	

違反態様			適用基準	適用基準
(27) 過失傷害 致死	ア 致死	(ア) 重大な場合	減給の重処分	1 本処分基準は、隊員が 過失により、傷害又は傷 害致死の行為を行つた場 合に適用する。 2 違反態様が「重大な場 合」又は「軽微な場合」 のいずれの場合に該当す るかは過失の程度、傷害 の程度、部内外に及ぼす 影響等を考慮して判断す るものとする。
		(イ) 軽微な場合	減給の軽処分	
	イ 傷害	(ア) 重大な場合	軽処分 (停職を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(28) 私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反	ア 極めて重大な場合	停職3月以上	<p>1 本処分基準は、隊員が自衛隊車両以外の自動車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）及び自転車で悪質な交通法規違反を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反態様の内容、結果の程度、被害のてん補、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p>
	イ 重大な場合	16日以上3月未満の停職	<p>(1) 「極めて重大な場合」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自動車等による飲酒運転の場合 (身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有する状態と推定されるものを含む。) イ 故意の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合 ウ 自動車等によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 <p>(2) 「重大な場合」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 過失の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合 イ 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 ウ 自動車等によるひき逃げの場合 エ 自転車によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 <p>(3) 「比較的重大な場合」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 無免許運転の場合
	ウ 比較的重大な場合	6日以上 15日以下の停職	

(28) 私有車両 運転に伴 う悪質な 交通法規 違反	エ 軽微な場合	輕処分	<p>イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満 (高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満) の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合</p> <p>ウ 最高速度超過 30 km/h 以上 (高速自動車国道等においては 40 km/h 以上) の速度違反で軽傷を伴う場合</p> <p>エ 自動車等によるあて逃げの場合 オ 自転車によるひき逃げの場合</p> <p>(4) 「軽微な場合」とは、</p> <p>ア 最高速度超過 30 km/h 以上 (高速自動車国道等においては 40 km/h 以上) の速度違反の場合</p> <p>イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満 (高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満) の速度違反で軽傷を伴う場合</p> <p>ウ 自転車による飲酒運転の場合</p> <p>エ 自転車によるあて逃げの場合</p> <p>(5) 「極めて軽微な場合」とは、 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満 (高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満) の速度違反の場合</p> <p>3 軽傷又は重傷の程度区分は次に示すところによる。</p> <p>(1) 「軽傷」とは、全治 30 日未満をいう。</p> <p>(2) 「重傷」とは、全治 30 日以上をいう。</p> <p>4 「最高速度」とは、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその速度、その他の道路においては政令で定める最高速度をいう。</p>
	オ 極めて軽微 な場合	訓戒又 は注意	

違反態様		処分基準	適用基準	
(29) 私行上の非行	ア わ せ つ な 為	(ア) 極めて重大な場合	停職 3月以上	1 本処分基準は、本処分基準は、隊員が隊員としての品位を傷つけ又は自衛隊の威信を失墜するような過度の飲酒、賭（と）博、破廉恥行為等を行った場合に適用する。 2 わいせつな行為とは、通常の者が性的な嫌悪感や羞恥心を抱き、性秩序を乱すような行為をいう。
		(イ) 重大な場合	6日以上 3月末満の停職	
		(ウ) 軽微な場合	軽処分	3 他の私行上の非行とは、わいせつな行為以外で隊員が隊員としての品位を傷つけ又は自衛隊の威信を失墜する私的非行をいう。 4 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは動機、違反行為の種類、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける程度及び自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける程度又は自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	イ 他 の 私 行 上 の 非 行	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	軽処分 以下	

5 指揮監督義務違反

違反態様		処分基準	適用基準	
(30) 指揮監督義務違反	ア 指揮監督者として通常なすべき義務を著しく怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 本処分基準は、指揮監督の立場にある隊員が、その指揮監督が不行届のため、部下隊員の汚職事犯、金銭業務に関連する不正事犯、武器の損壊等又は秘密漏えい、火災事故その他の重大な事故が発生した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、事故の内容、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」とは、事故の内容が職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「重大な場合」とは、事故の内容が職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
		(イ) 重大な場合	停職の輕処分	
		(ウ) 軽微な場合	減給の輕処分	
	イ 指揮監督者として通常なすべき義務を怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	停職の輕処分	
		(イ) 重大な場合	減給の輕処分	
		(ウ) 軽微な場合	戒告	
	ウ 指揮監督者として通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	(ア) 極めて重大な場合	減給の輕処分	
		(イ) 重大な場合	戒告	

(30) 指揮監督義務違反	ウ 指揮監督者として通常なべき義務を一応なしたが不十分な場合	(イ) 軽微な場合	訓戒又は注意	3 この基準は、指揮監督上の直接責任者に対する処分基準を示したものであり、指揮監督上の間接責任者に対して処分の必要がある場合は、直接責任者に対する処分との均衡を考慮して行うものとする。
------------------	-----------------------------------	--------------	--------	--

